

第 18 号議案

芦屋市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 7 年 2 月 17 日提出

芦屋市長 高 島 峻 輔

提案理由

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律による建築基準法及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部改正等に伴い、各種手数料を定める等のため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市手数料条例の一部を改正する条例

芦屋市手数料条例（平成 12 年芦屋市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前			
別表（第 2 条関係） 1 総務関係・2 民生関係（略） 3 建設関係 (1) 租税特別措置法関係（略） (2) 建築基準法関係				別表（第 2 条関係） 1 総務関係・2 民生関係（略） 3 建設関係 (1) 租税特別措置法関係（略） (2) 建築基準法関係			
番号	事務	名称	金額	番号	事務	名称	金額
1	建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条第 1 項（同法第 87 条第 1 項において準用する場合を含む。）に規	建築物確認申請手数料又は建築物計画通知手数料	イ 1 件につき、次に定めるとおりとする。 床面積の合計が 30m ² 以内のもの・30m ² を超え1	1	建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条第 1 項（同法第 87 条第 1 項において準用する場合を含む。）に規	建築物確認申請手数料又は建築物計画通知手数料	イ 1 件につき、次に定めるとおりとする。 床面積の合計が 30m ² 以内のもの・30m ² を超え1

改正後				改正前			
	定する建築物の確認の申請に対する審査又は同法第18条第2項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）に規定する建築物の計画の通知に対する審査		00m²以内のもの（略） 100m²を超え200m²以内のもの <u>53,000円</u> 200m²を超え300m²以内のもの <u>57,000円</u> <u>300m²</u>を超え1,000m²以内のもの 68,000円 1,000m²を超え2,000m²以内のもの ～50,000m²を超えるもの （略） なお、床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。 （1）～（4） （略） ロ （略）		定する建築物の確認の申請に対する審査又は同法第18条第2項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）に規定する建築物の計画の通知に対する審査		00m²以内のもの（略） 100m²を超え200m²以内のもの <u>31,000円</u> 200m²を超え500m²以内のもの <u>43,000円</u> <u>500m²</u>を超え1,000m²以内のもの 68,000円 1,000m²を超え2,000m²以内のもの ～50,000m²を超えるもの （略） なお、床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。 （1）～（4） （略） ロ （略）
2・3	（略）			2・3	（略）		
4	建築基準法第7条第1項の規定に基づく	建築物完了検査申請手数料又は建築物完	イ 1件につき、次に定めるとおりと	4	建築基準法第7条第1項の規定に基づく	建築物完了検査申請手数料又は建築物完	イ 1件につき、次に定めるとおりと

改正後			改正前		
完了検査の申請に対する審査（中間検査をした場合を除く。）又は同法第18条第20項の規定に基づく完了の通知に対する審査（中間検査をした場合を除く。）	了通知手数料	する。 床面積の合計が30m²以内のもの・30m²を超え100m²以内のもの（略） 100m²を超え200m²以内のもの <u>2</u> <u>5,000円</u> 200m²を超え300m²以内のもの <u>3</u> <u>4,000円</u> <u>300m²</u>を超え1,000m²以内のもの 47,000円 1,000m²を超え2,000m²以内のもの ～50,000m²を超えるもの（略） なお、床面積の合計は、建築物を建築した場合（移転した場合を除く。）にあっては当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは	完了検査の申請に対する審査（中間検査をした場合を除く。）又は同法第18条第16項の規定に基づく完了の通知に対する審査（中間検査をした場合を除く。）	了通知手数料	する。 床面積の合計が30m²以内のもの・30m²を超え100m²以内のもの（略） 100m²を超え200m²以内のもの <u>2</u> <u>2,000円</u> 200m²を超え500m²以内のもの <u>3</u> <u>0,000円</u> <u>500m²</u>を超え1,000m²以内のもの 47,000円 1,000m²を超え2,000m²以内のもの ～50,000m²を超えるもの（略） なお、床面積の合計は、建築物を建築した場合（移転した場合を除く。）にあっては当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは

改正後				改正前			
			大規模の模様替をした場合にあっては当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1について算定する。 ロ (略)				大規模の模様替をした場合にあっては当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1について算定する。 ロ (略)
5	建築基準法第87条の4において準用する同法第7条第1項の規定に基づく建築設備の完了検査の申請に対する審査（中間検査をした場合を除く。）又は同法第87条の4において準用する同法第18条第20項の規定に基づく建築設備の完了の通知に対する審査（中間検査をした場合を除く。）	(略)		5	建築基準法第87条の4において準用する同法第7条第1項の規定に基づく建築設備の完了検査の申請に対する審査（中間検査をした場合を除く。）又は同法第87条の4において準用する同法第18条第16項の規定に基づく建築設備の完了の通知に対する審査（中間検査をした場合を除く。）	(略)	
6	建築基準法第88条第1項又は第2項において準用する同法第7条第1項に規定する工作物の完了検査の申請に対する審	(略)		6	建築基準法第88条第1項又は第2項において準用する同法第7条第1項に規定する工作物の完了検査の申請に対する審	(略)	

改正後				改正前			
	査（中間検査をした場合を除く。）又は同法第88条第1項又は第2項において準用する同法第18条第20項に規定する工作物の完了の通知に対する審査（中間検査をした場合を除く。）				査（中間検査をした場合を除く。）又は同法第88条第1項又は第2項において準用する同法第18条第16項に規定する工作物の完了の通知に対する審査（中間検査をした場合を除く。）		
7	中間検査をした建築物に関する建築基準法第7条第1項の規定に基づく完了検査の申請に対する審査又は中間検査をした建築物に関する同法第18条第20項の規定に基づく完了の通知に対する審査	中間検査済建築物完了検査申請手数料又は中間検査済建築物完了通知手数料	イ 1件につき、次に定めるとおりとする。 床面積の合計が30m²以内のもの・30m²を超え100m²以内のもの （略） 100m²を超え200m²以内のもの <u>2</u> <u>4,000円</u> 200m²を超え300m²以内のもの <u>3</u> <u>3,000円</u> 300m²を超え1,000m²以内のもの 45,000円 1,000m²を超え2,	7	中間検査をした建築物に関する建築基準法第7条第1項の規定に基づく完了検査の申請に対する審査又は中間検査をした建築物に関する同法第18条第16項の規定に基づく完了の通知に対する審査	中間検査済建築物完了検査申請手数料又は中間検査済建築物完了通知手数料	イ 1件につき、次に定めるとおりとする。 床面積の合計が30m²以内のもの・30m²を超え100m²以内のもの （略） 100m²を超え200m²以内のもの <u>2</u> <u>1,000円</u> 200m²を超え500m²以内のもの <u>2</u> <u>9,000円</u> 500m²を超え1,000m²以内のもの 45,000円 1,000m²を超え2,

改正後				改正前			
			000m²以内のもの ～50,000m²を超 えるもの（略） なお、床面積の合計 は、建築物を建築し た場合（移転した場 合を除く。）にあっ ては当該建築に係る 部分の床面積につい て算定し、建築物を 移転し、又はその大 規模の修繕若しくは 大規模の模様替をし た場合にあつては当 該移転、修繕又は模 様替に係る部分の床 面積の2分の1につ いて算定する。 ロ（略）				000m²以内のもの ～50,000m²を超 えるもの（略） なお、床面積の合計 は、建築物を建築し た場合（移転した場 合を除く。）にあっ ては当該建築に係る 部分の床面積につい て算定し、建築物を 移転し、又はその大 規模の修繕若しくは 大規模の模様替をし た場合にあつては当 該移転、修繕又は模 様替に係る部分の床 面積の2分の1につ いて算定する。 ロ（略）
8	中間検査をした建築設備に関する建築基準法第87条の4において準用する同法第7条第1項の規定に基づく完了検査の申請に対する審査又は中間検査をした建築設備に関する同法	(略)		8	中間検査をした建築設備に関する建築基準法第87条の4において準用する同法第7条第1項の規定に基づく完了検査の申請に対する審査又は中間検査をした建築設備に関する同法	(略)	

改正後				改正前			
	第87条の4において準用する同法第18条第20項の規定に基づく完了の通知に対する審査				第87条の4において準用する同法第18条第16項の規定に基づく完了の通知に対する審査		
9	建築基準法第7条の3第1項の規定に基づく中間検査の申請に対する審査又は同法第18条第28項の規定に基づく特定工程終了の通知に対する審査	建築物中間検査申請手数料又は建築物特定工程終了通知手数料	イ 1件につき、次に定めるとおりとする。 中間検査を行う部分の床面積の合計が 30m ² 以内のもの の・30m ² を超え100m ² 以内のもの (略) 100m ² を超え200m ² 以内のもの <u>20,000円</u> 200m ² を超え300m ² 以内のもの <u>27,000円</u> <u>300m²</u> を超え1,000m ² 以内のもの 40,000円 1,000m ² を超え2,000m ² 以内のもの ～50,000m ² を超えるもの (略)	9	建築基準法第7条の3第1項の規定に基づく中間検査の申請に対する審査又は同法第18条第19項の規定に基づく特定工程終了の通知に対する審査	建築物中間検査申請手数料	イ 1件につき、次に定めるとおりとする。 中間検査を行う部分の床面積の合計が 30m ² 以内のもの の・30m ² を超え100m ² 以内のもの (略) 100m ² を超え200m ² 以内のもの <u>19,000円</u> 200m ² を超え <u>500m²</u> 以内のもの <u>25,000円</u> <u>500m²</u> を超え1,000m ² 以内のもの 40,000円 1,000m ² を超え2,000m ² 以内のもの ～50,000m ² を超えるもの (略)

改正後				改正前			
			ロ (略)				ロ (略)
10	建築基準法第87条の4において準用する同法第7条の3第1項の中間検査の申請に対する審査又は同法第87条の4において準用する同法第18条第28項の特定工程終了の通知に対する審査	(略)		10	建築基準法第87条の4において準用する同法第7条の3第1項の中間検査の申請に対する審査又は同法第87条の4において準用する同法第18条第19項の特定工程終了の通知に対する審査	(略)	
11	建築基準法第88条第1項において準用する同法第7条の3第1項の中間検査の申請に対する審査又は同法第88条第1項において準用する同法第18条第28項の特定工程終了の通知に対する審査	(略)		11	建築基準法第88条第1項において準用する同法第7条の3第1項の中間検査の申請に対する審査又は同法第88条第1項において準用する同法第18条第19項の特定工程終了の通知に対する審査	(略)	
12	建築基準法第7条の6第1項第1号若しくは第2号又は同法第18条第38項第1号若しくは第2号(同法第87条の4又は第88条第1項	(略)		12	建築基準法第7条の6第1項第1号若しくは第2号又は同法第18条第24項第1号若しくは第2号(同法第87条の4又は第88条第1項	(略)	

改正後			改正前		
	若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく仮使用の認定の申請に対する審査			若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく仮使用の認定の申請に対する審査	
1 3 ～ 2 5	(略)		1 3 ～ 2 5	(略)	
2 6	建築基準法第55条第2項又は <u>地域再生法（平成17年法律第24号）第17条の44の規定により読み替えて適用する建築基準法第55条第4項第2号の規定</u> に基づく建築物の高さに関する特例の認定の申請に対する審査	(略)	2 6	建築基準法第55条第2項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の認定の申請に対する審査	(略)
2 7 ～ 6 7	(略)		2 7 ～ 6 7	(略)	
6	建築物の確認済証、	(略)	6	建築物の確認済証、	(略)

改正後				改正前			
8	中間検査済証、完了検査済証等に関する証明の交付又は建築計画概要書、 <u>築造計画概要書</u> 、 <u>定期調査報告概要書</u> 、 <u>定期検査報告概要書</u> 、 <u>処分等概要書</u> 、 <u>全体計画概要書</u> 、 <u>指定道路図</u> 若しくは <u>位置指定道路図</u> の写しの交付			8	中間検査済証、完了検査済証等に関する証明の交付又は建築計画概要書若しくは指定道路図の写しの交付		
6	建築物のエネルギー	仕様基準適用住宅に	1 件につき、1 の項				
8	消費性能の向上等に	係る確認申請・計画	に掲げる手数料のほ				
一	関する法律（平成 2	通知の加算手数料	か、次に定める手数				
2	7 年法律第 5 3 号。		料を納めなければな				
	以下(2)建築基準法		らない。				
	関係の表において		イ 一棟の建築物で				
	「建築物省エネ法」		住戸の数が 1 の住				
	という。) 第 1 1 条		宅（以下(2)建築				
	第 1 項ただし書又は		基準法関係の表に				
	第 1 2 条第 2 項ただ		において「一戸建て				
	し書に規定する特定		の住宅」とい				
	建築行為（建築物の		う。) の場合				
	エネルギー消費性能		仕様基準適用住宅				
	の向上等に関する法		の床面積の合計が				
	律施行規則（平成 2		200m ² 以内のもの				
	8 年国土交通省令第		19,000 円				
	5 号) 第 2 条第 1 項		200m ² を超えるも				

改正後			改正前			
第2号又は第3号に掲げる建築行為を除く。)に係る建築物(都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第10条第9項若しくは第54条第8項又は建築物省エネ法第18条第2項若しくは第30条第8項の規定に基づき適合判定通知書の交付を受けたものとみなされる建築物を除く。)であつて、建築物省エネ法第11条第1項又は第12条第2項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けないもの(以下同表において「仕様基準適用住宅」という。)における建築物に関する確認の申請に対する審査又は計画の通知		<u>の 21,000円</u> <u>ロ 一戸建ての住宅</u> <u>以外の住宅の場合</u> <u>仕様基準適用住宅</u> <u>の床面積の合計が</u> <u>300m²以内のもの</u> <u>34,000円</u> <u>300m²を超え2,00</u> <u>0m²以内のもの</u> <u>62,000円</u> <u>2,000m²を超え5,</u> <u>000m²以内のもの</u> <u>119,000円</u> <u>5,000m²を超え1</u> <u>0,000m²以内のも</u> <u>の 170,000円</u> <u>10,000m²を超え2</u> <u>5,000m²以内のも</u> <u>の 308,000円</u> <u>25,000m²を超え5</u> <u>0,000m²以内のも</u> <u>の 500,000円</u> <u>50,000m²を超え</u> <u>るもの 881,000</u> <u>円</u>				

改正後				改正前			
	に対する審査						
6 9	建築物省エネ法第11条第1項又は第12条第2項の規定が適用される建築物（同法第11条第1項ただし書又は第12条第2項ただし書に規定する特定建築行為に係る建築物である場合を含む。）が含まれる場合における建築基準法第7条第1項の規定に基づく完了検査の申請又は同法第18条第20項の規定に基づく完了の通知に対する審査	建築物エネルギー消費性能の適合性判定を受けた建築物の完了検査申請・完了通知の加算手数料	1件につき、4の項又は7の項に掲げる手数料のほか、次に定める手数料を納めなければならない。 イ 住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下(2)建築基準法関係の表において「省令」という。）第1条第2項に規定する住宅部分をいう。以下同表において同じ。）のみを有する建築物（以下同表において「住宅建築物」という。）である場合 (1) 一戸建ての住宅の場合 4,500円 (2) 一戸建ての住	6 9	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第11条第1項の規定が適用される建築物の部分（以下(2)建築基準法関係の表において「非住宅部分」という。）が含まれる場合における建築基準法第7条第1項の規定に基づく完了検査の申請又は同法第18条第16項の規定に基づく完了の通知に対する審査	建築物エネルギー消費性能の適合性判定を受けた建築物の完了検査申請手数料又は完了通知手数料	1件につき、4の項又は7の項に掲げる手数料のほか、次に定める手数料を納めなければならない。

改正後				改正前			
			宅以外の住宅の 場合 床面積の合計が 300m ² 以内のも の 9,000円 300m ² を超え2, 000m ² 以内のも の 19,000円 2,000m ² を超え 5,000m ² 以内の もの 43,000円 5,000m ² を超え 10,000m ² 以内 のもの 78,000 円 10,000m ² を超 え25,000m ² 以 内のもの 125, 000円 25,000m ² を超 え50,000m ² 以 内のもの 189, 000円 50,000m ² を超 えるもの 286, 000円 ロ 住宅建築物以外 の建築物である場				

改正後				改正前			
			<u>合</u> <u>(1) 住宅部分</u> <u>床面積の合計が</u> <u>300m²以内のも</u> <u>の 9,000円</u> <u>300m²を超え2,</u> <u>000m²以内のも</u> <u>の 19,000円</u> <u>2,000m²を超え</u> <u>5,000m²以内の</u> <u>もの 43,000円</u> <u>5,000m²を超え</u> <u>10,000m²以内</u> <u>のもの 78,000</u> <u>円</u> <u>10,000m²を超</u> <u>え25,000m²以</u> <u>内のもの 125,</u> <u>000円</u> <u>25,000m²を超</u> <u>え50,000m²以</u> <u>内のもの 189,</u> <u>000円</u> <u>50,000m²を超</u> <u>えるもの 286,</u> <u>000円</u> <u>(2) 非住宅部分</u> <u>(省令第1条第</u>				

改正後				改正前			
			<u>1 項第 1 号に規定する非住宅部分をいう。)</u> 床面積の合計が <u>300m²以内のもの</u> <u>の 9,000円</u> <u>300m²を超え1,000m²以内のもの</u> <u>の 17,000円</u> <u>1,000m²を超え2,000m²以内のもの</u> <u>～50,000m²を超えるもの</u> (略)				<u>非住宅部分の床面積の合計が</u> <u>300m²以上1,000m²以内のもの</u> <u>17,000円</u> <u>1,000m²を超え2,000m²以内のもの</u> <u>～50,000m²を超えるもの</u> (略)
(3) 屋外広告物関係～(6) 芦屋市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例関係 (略)				(3) 屋外広告物関係～(6) 芦屋市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例関係 (略)			
(7) 都市の低炭素化の促進に関する法律関係				(7) 都市の低炭素化の促進に関する法律関係			
番号	事務	名称	金額	番号	事務	名称	金額
1	都市の低炭素化の促進に関する法律（以下(7)都市の低炭素化の促進に関する法律関係の表において「エコまち法」とい	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	イ・ロ (略) ハ イ又はロに定める場合のほかは、1 件につき、次に定めるとおりとする。 (1) 一戸建ての住宅に係る新築等計画である場合 a <u>建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令</u> (以下(7)都市の低炭素	1	都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下(7)都市の低炭素化の促進に関する法律関係の表にお	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	イ・ロ (略) ハ イ又はロに定める場合のほかは、1 件につき、次に定めるとおりとする。 (1) 一戸建ての住宅に係る新築等計画である場合

改正後				改正前			
	う。)第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画(以下同表において「新築等計画」という。)の認定の申請に対する審査		化の促進に関する法律関係の表において「省令」という。)第10条第2号イ(2)及びロ(2)に規定する基準(以下同表において「誘導仕様基準」という。)により算出する場合 床面積の合計が 200m²以内のもの 21,000円 200m²を超えるもの 23,000円 b 省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に規定する基準(以下(7)都市の低炭素化の促進に関する法律関係の表において「誘導仕様・計算併用法」という。)により算出する場合 床面積の合計が 200m²以内のもの 29,000円 200m²を超えるもの 32,000円 c a又はb以外の場合		いて「エコまち法」という。)第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画(以下同表において「新築等計画」という。)の認定の申請に対する審査		

改正後				改正前			
			床面積の合計が 200m ² 以内のもの・200m ² を超えるもの（略） (2) 一戸建ての住宅以外の 建築物に係る新築等計画 である場合 a 住宅部分 (a) <u>全ての住戸を誘導仕 様基準により算出する 場合</u>				床面積の合計が 200m ² 以内のもの・200m ² を超えるもの（略） (2) 一戸建ての住宅以外の 建築物に係る新築等計画 である場合 a 住宅部分 (a) <u>建築物エネルギー消 費性能基準等を定める 省令（平成28年経済 産業省令・国土交通省 令第1号。以下(7)都 市の低炭素化の促進に 関する法律関係の表に おいて「省令」とい う。）第10条第2号 イ(2)及び同号ロ(2)の 基準により算出する場 合</u> 床面積の合計が 300m ² 以内のもの～50, 000m ² を超えるもの （略） (b) <u>全ての住戸を誘導仕 様・計算併用法により 算出する場合</u> <u>床面積の合計が</u> 300m ² 以内のもの 54,

改正後				改正前			
			<u>000円</u> <u>300m²を超え2,000m²以内のもの 92,000円</u> <u>2,000m²を超え5,000m²以内のもの 166,000円</u> <u>5,000m²を超え10,000m²以内のもの 232,000円</u> <u>10,000m²を超え25,000m²以内のもの 439,000円</u> <u>25,000m²を超え50,000m²以内のもの 740,000円</u> <u>50,000m²を超えるもの 1,342,000円</u> <u>(c) (a)又は(b)以外の場合 (略)</u> b (略) ニ (略)				<u>(b) (a)以外の場合 (略)</u> b (略) ニ (略)
2 ～ 4	(略)			2 ～ 4	(略)		
(8) マンションの建替え等の円滑化に関する法律関係 (略)				(8) マンションの建替え等の円滑化に関する法律関係 (略)			
(9) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係				(9) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係			
番	事務	名称	金額	番	事務	名称	金額

改正後				改正前			
号				号			
1	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（以下(9)建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係の表において「法」という。）第11条第1項又は第12条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画（以下同表において「確保計画」という。）に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下同表において「適合性判定」という。）の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能確保計画に係る適合性判定申請手数料	イ 法第32条に規定する認定建築物エネルギー消費性能向上計画（以下この項において「認定計画」という。）に記載された法第29条第3項に規定する他の建築物について当該認定計画における法第2条第1項第2号に規定するエネルギー消費性能を算出する方法と同一の算出方法による場合 (1) 住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（以下(9)建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係の表において「省令」という。）第1条第2項に規定する住宅部分をいう。以下同表において同じ。）のみを有する建築物（以下同表において「住宅建築物」という。）に係る確保計	1	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下(9)建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係の表において「法」という。）第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画（以下同表において「確保計画」という。）に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下同表において「適合性判定」という。）の申請に対する	建築物エネルギー消費性能確保計画に係る適合性判定申請手数料	イ 法第37条に規定する認定建築物エネルギー消費性能向上計画（以下この項において「認定計画」という。）に記載された法第34条第3項に規定する他の建築物について当該認定計画における法第2条第1項第2号に規定するエネルギー消費性能を算出する方法（以下(9)建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係の表において「算出方法」という。）と同一の算出方法による場合（次項及び3の項において「他の計画記載建築物の場合」という。）

改正後				改正前			
			<u>画である場合</u> a <u>一棟の建築物で住戸</u> <u>の数が1の住宅（以下</u> <u>(9)建築物のエネルギー</u> <u>消費性能の向上等に関</u> <u>する法律関係の表にお</u> <u>いて「一戸建ての住</u> <u>宅」という。）の場合</u> <u>床面積の合計が</u> <u>200m²以内のもの 6,60</u> <u>0円</u> <u>200m²を超えるもの 7,</u> <u>100円</u> b <u>一戸建ての住宅以外</u> <u>の住宅の場合</u> <u>床面積の合計が</u> <u>300m²以内のもの 12,0</u> <u>00円</u> <u>300m²を超え2,000m²以</u> <u>内のもの 26,000円</u> <u>2,000m²を超え5,000m²</u> <u>以内のもの 63,000円</u> <u>5,000m²を超え10,000m²</u> <u>以内のもの 97,000円</u> <u>10,000m²を超え25,000m</u> <u>²以内のもの 156,000</u> <u>円</u> <u>25,000m²を超え50,000m</u>	審査			

改正後				改正前			
			2 以内のもの 220,000 円 $50,000\text{m}^2$ を超えるもの 347,000円 (2) 住宅建築物以外の建 築物に係る確保計画で ある場合 a 住宅部分 床面積の合計が 300m^2 以内のもの 1 2,000円 300m^2 を超え $2,000\text{m}^2$ 以内のもの 26,000 円 $2,000\text{m}^2$ を超え $5,000\text{m}^2$ 以内のもの 63,000 円 $5,000\text{m}^2$ を超え $10,000\text{m}^2$ 以内のもの 97,000 円 $10,000\text{m}^2$ を超え $25,000\text{m}^2$ 以内のもの 156,000円 $25,000\text{m}^2$ を超え $50,000\text{m}^2$ 以内のもの 220,000円 $50,000\text{m}^2$ を超えるもの 347,000円				

改正後				改正前			
			b 非住宅部分（省令第1条第1項第1号に規定する非住宅部分をいう。以下(9)建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係の表において同じ。） 床面積の合計が <u>300m²以内のもの</u> 12,000円 300m²を超え1,000m²以内のもの 22,000円 1,000m²を超え2,000m²以内のもの～50,000m²を超えるもの （略） ロ その他の場合（工場、倉庫、その他これらに類する用途に供する建築物の場合に限る。） (1) <u>省令第1条第1項第1号ロに規定する基準</u>（以下同表において「モデル建物基準」という。）による場合				床面積の合計が 300m²<u>以上</u>1,000m²以内のもの 22,000円 1,000m²を超え2,000m²以内のもの～50,000m²を超えるもの （略） ロ その他の場合（工場、倉庫、その他これらに類する用途に供する建築物（以下(9)建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係の表において「工場等」という。）の場合に限る。） (1) <u>建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令</u>（以下(9)建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関

改正後				改正前			
			床面積の合計が <u>300m²以内のもの</u> 22,000円 300m²を超え1,000m²以内のもの 32,000円 1,000m²を超え2,000m²以内のもの～50,000m²を超えるもの (略) (2) (1)以外の場合 床面積の合計が <u>300m²以内のもの</u> 26,000円 300m²を超え1,000m²以内のもの 37,000円 1,000m²を超え2,000m²以内のもの～50,000m²を超えるもの (略) ハ イ・ロ以外の場合 (1) <u>住宅建築物に係る確保計画である場合</u> a <u>一戸建ての住宅の場合</u>			係の表において「<u>省令</u>」という。) 第1条第1項第1号ロに規定する基準（以下同表において「モデル建物基準」という。）による場合 床面積の合計が 300m²<u>以上</u>1,000m²以内のもの 32,000円 1,000m²を超え2,000m²以内のもの～50,000m²を超えるもの (略) (2) (1)以外の場合 床面積の合計が 300m²<u>以上</u>1,000m²以内のもの 37,000円 1,000m²を超え2,000m²以内のもの～50,000m²を超えるもの (略) ハ イ・ロ以外の場合	

改正後				改正前			
			<u>合</u> <u>(a) 省令第1条第1項</u> <u>第2号イ(2)及びロ</u> <u>(2)に規定する基準</u> <u>(以下(9)建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係の表において「仕様基準」という。)</u> <u>による場合</u> <u>床面積の合計が</u> <u>200m²以内のもの 1</u> <u>9,000円</u> <u>200m²を超えるもの</u> <u>21,000円</u> <u>(b) 省令第1条第1項</u> <u>第2号イ(1)及びロ</u> <u>(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に規定する基準</u> <u>(以下(9)建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係の表において「仕様・計算併用法」という。)</u> <u>による場合</u> <u>床面積の合計が</u> <u>200m²以内のもの 2</u>				

改正後				改正前			
			<u>7,000円</u> <u>200m²を超えるもの</u> <u>30,000円</u> (c) <u>(a)・(b)以外の場合</u> <u>床面積の合計が</u> <u>200m²以内のもの</u> 3 <u>5,000円</u> <u>200m²を超えるもの</u> <u>39,000円</u> b <u>一戸建ての住宅以外</u> <u>の住宅の場合</u> (a) <u>全ての住戸が仕様</u> <u>基準による場合</u> <u>床面積の合計が</u> <u>300m²以内のもの</u> 3 <u>4,000円</u> <u>300m²を超え2,000m²</u> <u>以内のもの</u> 62,000 <u>円</u> <u>2,000m²を超え5,000m</u> <u>2以内のもの</u> 119,00 <u>0円</u> <u>5,000m²を超え10,000</u> <u>m²以内のもの</u> 170,0 <u>00円</u> <u>10,000m²を超え25,00</u> <u>0m²以内のもの</u> 308,				

改正後				改正前			
			<u>000円</u> <u>25,000m²を超え50,000m²以内のもの</u> <u>500,000円</u> <u>50,000m²を超えるもの</u> <u>881,000円</u> (b) <u>全ての住戸が仕様・計算併用法による場合</u> <u>床面積の合計が</u> <u>300m²以内のもの</u> <u>52,000円</u> <u>300m²を超え2,000m²以内のもの</u> <u>90,000円</u> <u>2,000m²を超え5,000m²以内のもの</u> <u>164,000円</u> <u>5,000m²を超え10,000m²以内のもの</u> <u>230,000円</u> <u>10,000m²を超え25,000m²以内のもの</u> <u>437,000円</u> <u>25,000m²を超え50,000m²以内のもの</u> <u>738,000円</u> <u>50,000m²を超えるもの</u>				

改正後				改正前			
			<u>の 1,340,000円</u> <u>(c) (a)・(b)以外の場合</u> <u>合</u> <u>床面積の合計が</u> <u>300m²以内のもの 6</u> <u>9,000円</u> <u>300m²を超え2,000m²</u> <u>以内のもの 118,000</u> <u>円</u> <u>2,000m²を超え5,000m</u> <u>2以内のもの 209,00</u> <u>0円</u> <u>5,000m²を超え10,000</u> <u>m²以内のもの 291,0</u> <u>00円</u> <u>10,000m²を超え25,00</u> <u>0m²以内のもの 566,</u> <u>000円</u> <u>25,000m²を超え50,00</u> <u>0m²以内のもの 977,</u> <u>000円</u> <u>50,000m²を超えるも</u> <u>の 1,798,000円</u> <u>(2) 住宅建築物以外の建</u> <u>築物に係る確保計画で</u> <u>ある場合</u> <u>a 住宅部分</u> <u>(a) 全ての住戸が仕様</u>				

改正後				改正前			
			<u>基準による場合</u> <u>床面積の合計が</u> <u>300m²以内のもの</u> 3 <u>4,000円</u> <u>300m²を超え2,000m²</u> <u>以内のもの</u> 62,000 <u>円</u> <u>2,000m²を超え5,000m²</u> <u>以内のもの</u> 119,00 <u>0円</u> <u>5,000m²を超え10,000</u> <u>m²以内のもの</u> 170,0 <u>00円</u> <u>10,000m²を超え25,00</u> <u>0m²以内のもの</u> 308, <u>000円</u> <u>25,000m²を超え50,00</u> <u>0m²以内のもの</u> 500, <u>000円</u> <u>50,000m²を超えるも</u> <u>の</u> 881,000円 (b) <u>全ての住戸が仕</u> <u>様・計算併用法によ</u> <u>る場合</u> <u>床面積の合計が</u> <u>300m²以内のもの</u> 5 <u>2,000円</u> <u>300m²を超え2,000m²</u>				

改正後				改正前			
			<u>以内のもの 90,000</u> <u>円</u> <u>2,000m²を超え5,000m²以内のもの 164,00</u> <u>0円</u> <u>5,000m²を超え10,000</u> <u>m²以内のもの 230,0</u> <u>00円</u> <u>10,000m²を超え25,00</u> <u>0m²以内のもの 437,</u> <u>000円</u> <u>25,000m²を超え50,00</u> <u>0m²以内のもの 738,</u> <u>000円</u> <u>50,000m²を超えるも</u> <u>の 1,340,000円</u> <u>(c) (a)・(b)以外の場合</u> <u>合</u> <u>床面積の合計が</u> <u>300m²以内のもの 6</u> <u>9,000円</u> <u>300m²を超え2,000m²</u> <u>以内のもの 118,000</u> <u>円</u> <u>2,000m²を超え5,000m</u> <u>²以内のもの 209,00</u> <u>0円</u> <u>5,000m²を超え10,000</u>				

改正後				改正前			
			m^2 以内のもの 291,000円 $10,000\text{m}^2$ を超え25,000 m^2 以内のもの 566,000円 $25,000\text{m}^2$ を超え50,000 m^2 以内のもの 977,000円 $50,000\text{m}^2$ を超えるものの 1,798,000円 b 非住宅部分 (a) モデル建物基準による場合 床面積の合計が300 m^2 以内のもの 93,000円 300 m^2 を超え1,000 m^2 以内のもの 119,000円 1,000 m^2 を超え2,000 m^2 以内のもの～50,000 m^2 を超えるもの (略) (b) (a)以外の場合 床面積の合計が300 m^2 以内のもの 238,000円 300 m^2 を超え1,000 m^2				(1) モデル建物基準による場合 床面積の合計が 300 m^2 以上1,000 m^2 以内のもの 119,000円 1,000 m^2 を超え2,000 m^2 以内のもの～50,000 m^2 を超えるもの (略) (2) (1)以外の場合 床面積の合計が 300 m^2 以上1,000 m^2 以内

改正後				改正前			
			以内のもの 300,000円 1,000m²を超え2,000m²以内のもの～50,000m²を超えるもの (略)				のもの 300,000円 1,000m²を超え2,000m²以内のもの～50,000m²を超えるもの (略)
2	法第11条第2項又は第12条第3項の規定に基づく変更後の確保計画の適合性判定の申請に対する審査	変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画に係る適合性判定申請手数料	確保計画に係る建築物の変更しようとする部分の床面積に応じ、前項に掲げる金額に相当する額	2	法第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく変更後の確保計画の適合性判定の申請に対する審査	変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画に係る適合性判定申請手数料	イ 他の計画記載建築物の場合における確保計画に係る非住宅部分（法第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下(9)建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係の表において同じ。）の変更しようとする部分（以下この項において「変更部分」という。）の床面積（算出方法の変更を伴う場合にあっては、変更後の算出方法で評価する建築物の床面積を含む。次項、5の項及び6の項において同じ。）の合計が 300m²以内のもの 12,000円 300m²を超えるもの 変更部分の床面積に応じ、前

改正後				改正前			
							項に掲げる金額に相当する額 ロ その他の場合（工場等の場合に限る。） <u>変更部分の床面積の合計が</u> <u>300m²以内のもの 26,000円（モデル建物基準による場合にあっては、22,000円）</u> <u>300m²を超えるもの 変更部分の床面積に応じ、前項に掲げる金額に相当する額</u> ハ イ・ロ以外の場合 <u>変更部分の床面積の合計が</u> <u>300m²以内のもの 238,000円（モデル建物基準による場合にあっては、93,000円）</u> <u>300m²を超えるもの 変更部分の床面積に応じ、前項に掲げる金額に相当する額</u>
3	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する	建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該	<u>確保計画に係る建築物の変更した部分の床面積に応じ、1の項に掲げる金額に</u>	3	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する	建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該	イ <u>他の計画記載建築物の場合における確保計画に係る非住宅部分の変更し</u>

改正後			改正前		
法律施行規則 (以下(9)建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係の表において「施行規則」という。)第13条の規定に基づく確保計画の変更が軽微な変更に該当している旨の証明の申請に対する審査	当証明申請手数料	相当する額	法律施行規則 (平成28年国土交通省令第5号。以下(9)建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係の表において「施行規則」という。)第11条の規定に基づく確保計画の変更が軽微な変更に該当している旨の証明の申請に対する審査	当証明申請手数料	た部分（以下この項において「変更部分」という。）の床面積の合計が300m²以内のもの 12,000円 300m²を超えるもの 変更部分の床面積に応じ、1の項に掲げる金額に相当する額 ロ その他の場合（工場等の場合に限る。） 変更部分の床面積の合計が300m²以内のもの 26,000円（モデル建物基準による場合にあっては、22,000円） 300m²を超えるもの 変更部分の床面積に応じ、1の項に掲げる金額に相当する額 ハ イ・ロ以外の場合 変更部分の床面積の合計が300m²以内のもの 238,000円（モデル建物基準による場合にあっては、93,000円）

改正後				改正前			
							300m ² を超えるもの 変更部分の床面積に応じ、1の項に掲げる金額に相当する額
4	法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画（以下(9)建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係の表において「性能向上計画」という。）の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	イ 市長が定める機関により作成された法第30条第1項第1号に規定する基準に適合する性能向上計画であると認める旨の書類その他の市長が定める書類が添付されている場合は、1件につき、次に定めるとおりとする。 (1) 住宅建築物に係る性能向上計画である場合 a 一戸建ての住宅の場合	4	法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画（以下(9)建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係の表において「性能向上計画」という。）の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	イ 市長が定める機関により作成された法第35条第1項第1号に規定する基準に適合する性能向上計画であると認める旨の書類その他の市長が定める書類が添付されている場合は、1件につき、次に定めるとおりとする。 (1) 住宅部分（法第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下(9)建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係の表において同じ。）のみを有する建築物（以下同表において「住宅建築物」という。）に係る性能向上計画である場合 a 一棟の建築物で住戸の数が1の住宅（以下(9)建築物のエネルギー消費性能の向上等に関

改正後				改正前			
			床面積の合計が 200m²以内のもの・200m²を超えるもの（略） b （略） (2) （略） ロ イに定める場合のほか は、1件につき、次に定 めるとおりとする。 (1) 住宅建築物に係る性 能向上計画である場合 a 一戸建ての住宅の場 合 (a) （略） (b) <u>省令第10条第2</u> <u>号イ(1)及びロ(2)又</u> <u>は同号イ(2)及びロ</u> <u>(1)に規定する基準</u> <u>(以下(9)建築物のエ</u> <u>ネルギー消費性能の</u> <u>向上等に関する法律</u> <u>関係の表において</u> <u>「誘導仕様・計算併</u> <u>用法」という。）に</u> <u>よる場合</u> <u>床面積の合計が</u>				<u>する法律関係の表にお</u> <u>いて「一戸建ての住</u> <u>宅」という。）</u>の場合 床面積の合計が 200m²以内のもの・200m² を超えるもの（略） b （略） (2) （略） ロ イに定める場合のほか は、1件につき、次に定 めるとおりとする。 (1) 住宅建築物に係る性 能向上計画である場合 a 一戸建ての住宅の場 合 (a) （略）

改正後				改正前			
			<u>200m²以内のもの 2</u> <u>7,000円</u> <u>200m²を超えるもの</u> <u>30,000円</u> (c) (a)・(b)以外の場合 合 床面積の合計が200m ² 以内のもの・200m ² を 超えるもの (略) b 一戸建ての住宅以外 の住宅の場合 (a) (略) (b) 全ての住戸が誘導 仕様・計算併用法に よる場合 床面積の合計が <u>300m²以内のもの 5</u> <u>2,000円</u> <u>300m²を超え2,000m²</u> <u>以内のもの 90,000</u> <u>円</u> <u>2,000m²を超え5,000m</u> <u>2以内のもの 164,00</u> <u>0円</u> <u>5,000m²を超え10,000</u> <u>m²以内のもの 230,0</u> <u>00円</u> <u>10,000m²を超え25,00</u>				(b) (a)以外の場合 床面積の合計が200m ² 以内のもの・200m ² を 超えるもの (略) b 一戸建ての住宅以外 の住宅の場合 (a) (略)

改正後				改正前			
			0m^2 以内のもの 437,000円 $25,000\text{m}^2$ を超え50,000 0m^2 以内のもの 738,000円 $50,000\text{m}^2$ を超えるもの 1,340,000円 (c) (a)・(b)以外の場合 床面積の合計が 300m^2 以内のもの～50,000 m^2 を超えるもの (略) (2) 住宅建築物以外の建築物に係る性能向上計画である場合 a 住宅部分 (a) (略) (b) 全ての住戸が誘導仕様・計算併用法による場合 床面積の合計が 300m^2 以内のもの 52,000円 300m^2 を超え2,000 m^2 以内のもの 90,000円 $2,000\text{m}^2$ を超え5,000 m^2				(b) (a)以外の場合 床面積の合計が 300m^2 以内のもの～50,000 m^2 を超えるもの (略) (2) 住宅建築物以外の建築物に係る性能向上計画である場合 a 住宅部分 (a) (略)

改正後				改正前			
			2 以内のもの 164,000円 $5,000\text{m}^2$ を超え $10,000\text{m}^2$ 以内のもの 230,000円 $10,000\text{m}^2$ を超え $25,000\text{m}^2$ 以内のもの 437,000円 $25,000\text{m}^2$ を超え $50,000\text{m}^2$ 以内のもの 738,000円 $50,000\text{m}^2$ を超えるもの 1,340,000円 (c) (a)・(b)以外の場合 床面積の合計が 300m^2 以内のもの～ $50,000\text{m}^2$ を超えるもの (略) b (略)				(b) (a)以外の場合 床面積の合計が 300m^2 以内のもの～ $50,000\text{m}^2$ を超えるもの (略) b (略)
5	法第31条第1項の規定に基づく性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	(略)		5	法第36条第1項の規定に基づく性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	(略)	
6	施行規則第28条の規定に基づ	(略)		6	施行規則第29条の規定に基づ	(略)	

改正後			改正前		
	く性能向上計画 の変更が軽微な 変更に該当して いる旨の証明の 申請に対する審 査			く性能向上計画 の変更が軽微な 変更に該当して いる旨の証明の 申請に対する審 査	
			7	法第41条第1 項の規定に基づ く建築物エネル ギー消費性能基 準に適合してい る旨の認定の申 請（以下(9)建 築物のエネルギ ー消費性能の向 上等に関する法 律関係の表にお いて「基準適合 認定申請」とい う。）に対する 審査	建築物エネルギ ー消費性能基準 適合認定申請手 数料 イ 市長が定める機関によ り作成された法第2条第 1項第3号に規定する建 築物エネルギー消費性能 基準に適合する建築物で あると認める旨の書類そ の他の市長が定める書類 が添付されている場合 は、1件につき、次に定 めるとおりとする。 (1) 住宅建築物に係る基 準適合認定申請である 場合 a 一戸建ての住宅の場 合 床面積の合計が200m ² 以 内のもの 6,900円 200m ² を超えるもの 7, 400円 b 一戸建ての住宅以外 の住宅の場合 床面積の合計が300m ² 以

改正後	改正前			
				<u>内のもの 12,000円</u> <u>300m²を超え2,000m²以内のもの 28,000円</u> <u>2,000m²を超え5,000m²以内のもの 66,000円</u> <u>5,000m²を超え10,000m²以内のもの 103,000円</u> <u>10,000m²を超え25,000m²以内のもの 165,000円</u> <u>25,000m²を超え50,000m²以内のもの 234,000円</u> <u>50,000m²を超えるもの 368,000円</u> (2) <u>住宅建築物以外の建築物に係る基準適合認定申請である場合</u> a <u>住宅部分</u> <u>床面積の合計が300m²以内のもの 12,000円</u> <u>300m²を超え2,000m²以内のもの 28,000円</u> <u>2,000m²を超え5,000m²以内のもの 66,000円</u> <u>5,000m²を超え10,000m²以内のもの 103,000円</u> <u>10,000m²を超え25,000m²以内のもの 165,000円</u>

改正後	改正前			
				2 以内のもの 165,000 円 $25,000\text{m}^2$ を超え $50,000\text{m}^2$ 以内のもの 234,000 円 $50,000\text{m}^2$ を超えるもの 368,000円 b 非住宅部分 床面積の合計が 300m^2 以内のもの 12,000円 300m^2 を超え $1,000\text{m}^2$ 以内のもの 22,000円 $1,000\text{m}^2$ を超え $2,000\text{m}^2$ 以内のもの 35,000円 $2,000\text{m}^2$ を超え $5,000\text{m}^2$ 以内のもの 103,000円 $5,000\text{m}^2$ を超え $10,000\text{m}^2$ 以内のもの 151,000円 $10,000\text{m}^2$ を超え $25,000\text{m}^2$ 以内のもの 198,000 円 $25,000\text{m}^2$ を超え $50,000\text{m}^2$ 以内のもの 239,000 円 $50,000\text{m}^2$ を超えるもの 352,000円 ロ イに定める場合のほかは、1件につき、次に定

改正後	改正前			
				めるとおりとする。 <u>(1) 住宅建築物に係る基準適合認定申請である場合</u> <u>a 一戸建ての住宅の場合</u> <u>(a) 省令第1条第1項第2号イ(2)及び同号ロ(2)に規定する基準</u> <u>(以下(9)建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係の表において「モデル住宅基準」という。)</u> <u>又は同号イ(3)及び同号ロ(3)に規定する基準</u> <u>(以下同表において「仕様基準」という。)</u> <u>による場合</u> <u>床面積の合計が200m²以内のもの 20,000円</u> <u>200m²を超えるもの 22,000円</u> <u>(b) (a)以外の場合</u> <u>床面積の合計が200m²以内のもの 37,000</u>

改正後	改正前			
				<u>円</u> <u>200m²を超えるもの</u> <u>42,000円</u> b <u>一戸建ての住宅以外</u> <u>の住宅の場合</u> (a) <u>全ての住戸がモデル</u> <u>住宅基準又は仕様</u> <u>基準による場合</u> <u>床面積の合計が300m²</u> <u>以内のもの 37,000</u> <u>円</u> <u>300m²を超え2,000m²</u> <u>以内のもの 66,000</u> <u>円</u> <u>2,000m²を超え5,000m²</u> <u>以内のもの 126,000円</u> <u>5,000m²を超え10,000</u> <u>m²以内のもの 181,0</u> <u>00円</u> <u>10,000m²を超え25,00</u> <u>0m²以内のもの 328,</u> <u>000円</u> <u>25,000m²を超え50,00</u> <u>0m²以内のもの 533,</u> <u>000円</u> <u>50,000m²を超えるも</u> <u>の 940,000円</u>

改正後	改正前			
				(b) (a)以外の場合 <u>床面積の合計が300m²</u> <u>以内のもの 74,000</u> <u>円</u> <u>300m²を超え2,000m²</u> <u>以内のもの 126,000</u> <u>円</u> <u>2,000m²を超え5,000m²以内のもの 222,00</u> <u>0円</u> <u>5,000m²を超え10,000</u> <u>m²以内のもの 310,0</u> <u>00円</u> <u>10,000m²を超え25,00</u> <u>0m²以内のもの 604,</u> <u>000円</u> <u>25,000m²を超え50,00</u> <u>0m²以内のもの 1,04</u> <u>5,000円</u> <u>50,000m²を超えるも</u> <u>の 1,923,000円</u> (2) <u>住宅建築物以外の建</u> <u>築物に係る基準適合認</u> <u>定申請である場合</u> a <u>住宅部分</u> (a) <u>全ての住戸がモデ</u> <u>ル住宅基準又は仕様</u> <u>基準による場合</u>

改正後	改正前			
				<u>床面積の合計が300m²</u> <u>以内のもの 37,000</u> <u>円</u> <u>300m²を超え2,000m²</u> <u>以内のもの 66,000</u> <u>円</u> <u>2,000m²を超え5,000m²以内のもの 126,000円</u> <u>5,000m²を超え10,000m²以内のもの 181,000円</u> <u>10,000m²を超え25,000m²以内のもの 328,000円</u> <u>25,000m²を超え50,000m²以内のもの 533,000円</u> <u>50,000m²を超えるもの 940,000円</u> (b) (a)以外の場合 <u>床面積の合計が300m²</u> <u>以内のもの 74,000</u> <u>円</u> <u>300m²を超え2,000m²</u> <u>以内のもの 126,000</u> <u>円</u> <u>2,000m²を超え5,000m²以内のもの 181,000円</u> <u>5,000m²を超え10,000m²以内のもの 246,000円</u> <u>10,000m²を超え25,000m²以内のもの 328,000円</u> <u>25,000m²を超え50,000m²以内のもの 533,000円</u> <u>50,000m²を超えるもの 940,000円</u>

改正後	改正前			
				2 以内のもの 222,000円 $5,000\text{m}^2$ を超え $10,000\text{m}^2$ 以内のもの 310,000円 $10,000\text{m}^2$ を超え $25,000\text{m}^2$ 以内のもの 604,000円 $25,000\text{m}^2$ を超え $50,000\text{m}^2$ 以内のもの 1,045,000円 $50,000\text{m}^2$ を超えるもの 1,923,000円 b 非住宅部分 (a) モデル建物基準による場合 床面積の合計が 300m^2 以内のもの 93,000円 300m^2 を超え $1,000\text{m}^2$ 以内のもの 119,000円 $1,000\text{m}^2$ を超え $2,000\text{m}^2$ 以内のもの 158,000円 $2,000\text{m}^2$ を超え $5,000\text{m}^2$ 以内のもの 264,000円

改正後	改正前			
				<u>5,000m²を超え10,000m²以内のもの</u> 339,000円 <u>10,000m²を超え25,000m²以内のもの</u> 415,000円 <u>25,000m²を超え50,000m²以内のもの</u> 482,000円 <u>50,000m²を超えるもの</u> 644,000円 (b) (a)以外の場合 <u>床面積の合計が300m²以内のもの</u> 238,000円 <u>300m²を超え1,000m²以内のもの</u> 300,000円 <u>1,000m²を超え2,000m²以内のもの</u> 388,000円 <u>2,000m²を超え5,000m²以内のもの</u> 563,000円 <u>5,000m²を超え10,000m²以内のもの</u> 689,000円 <u>10,000m²を超え25,000m²以内のもの</u>

改正後	改正前			
備考 1 法第29条第1項の規定に基づく認定の申請又は法第31条第1項の規定に基づく変更の認定の申請に係る性能向上計画に法第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合における建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、当該性能向上計画に記載された建築物ごとに4の項に定める区分に応じて算出した金額の合計額とする。 2 性能向上計画の認定の申請に法第30条第2項の規定による申出が含まれる場合又は性能向上計画の変更の認定の申請に法第31条第2項において準用する法第30条第2項の規定による申出が含まれる場合における建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、(2)建築基準法関係の表1の項に掲げる手数料の金額に相当する額(次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に掲げる額)を加算した額とする。 (1)・(2) (略) 3 複合建築物に係る建築物エネルギー消費性能確保計画に				0m²以内のもの 823,000円 25,000m²を超え50,000m²以内のもの 935,000円 50,000m²を超えるものの 1,187,000円
備考 1 法第29条第1項の規定に基づく認定の申請又は法第31条第1項の規定に基づく変更の認定の申請に係る性能向上計画に法第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合における建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、当該性能向上計画に記載された建築物ごとに4の項に定める区分に応じて算出した金額の合計額とする。 2 性能向上計画の認定の申請に法第30条第2項の規定による申出が含まれる場合又は性能向上計画の変更の認定の申請に法第31条第2項において準用する法第30条第2項の規定による申出が含まれる場合における建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、(2)建築基準法関係の表1の項に掲げる手数料の金額に相当する額(次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に掲げる額)を加算した額とする。 (1)・(2) (略) 3 複合建築物に係る建築物エネルギー消費性能確保計画に				備考 1 法第34条第1項の規定に基づく認定の申請又は法第36条第1項の規定に基づく変更の認定の申請に係る性能向上計画に法第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合における建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、当該性能向上計画に記載された建築物ごとに4の項に定める区分に応じて算出した金額の合計額とする。 2 性能向上計画の認定の申請に法第35条第2項の規定による申出が含まれる場合又は性能向上計画の変更の認定の申請に法第36条第2項において準用する法第35条第2項の規定による申出が含まれる場合における建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、(2)建築基準法関係の表1の項に掲げる手数料の金額に相当する額(次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に掲げる額)を加算した額とする。 (1)・(2) (略) 3 複合建築物に係る建築物エネルギー消費性能向上計画認

改正後	改正前
<u>係る適合性判定申請手数料、変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画に係る適合性判定申請手数料、建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該当証明申請手数料、建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料、建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料及び建築物エネルギー消費性能向上計画軽微変更該当証明申請手数料の額は、複合建築物の住宅部分に係る手数料の額及び非住宅部分に係る手数料の額を合算した額とする。</u> 4 消防関係・5 その他共通関係 (略)	定申請手数料、建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料及び<u>建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料の額は、複合建築物の住宅部分に係る手数料の額及び非住宅部分に係る手数料の額を合算した額とする。</u> 4 消防関係・5 その他共通関係 (略)

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

参 照 1

芦屋市手数料条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律による建築基準法及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部改正等に伴い、各種手数料を定める等のため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

- (1) 建築物の建築に関する確認の特例制度の見直しに伴い、建築物確認申請手数料、建築物完了検査申請手数料、建築物中間検査申請手数料等を以下のとおり改める。（別表3建設関係(2)の表 番号1、4、7及び9関係）

	改正案		現行	
	床面積	手数料	床面積	手数料
建築物確認申請手数料 建築物計画通知手数料	100 m ² 超 200 m ² 以内	<u>53,000 円</u>	100 m ² 超 200 m ² 以内	<u>31,000 円</u>
	200 m ² 超 <u>300 m²以内</u>	<u>57,000 円</u>	200 m ² 超 <u>500 m²以内</u>	<u>43,000 円</u>
	<u>300 m²超</u> 1,000 m ² 以内	68,000 円	<u>500 m²超</u> 1,000 m ² 以内	68,000 円
建築物完了検査申請 手数料 建築物完了通知手数料	100 m ² 超 200 m ² 以内	<u>25,000 円</u>	100 m ² 超 200 m ² 以内	<u>22,000 円</u>
	200 m ² 超 <u>300 m²以内</u>	<u>34,000 円</u>	200 m ² 超 <u>500 m²以内</u>	<u>30,000 円</u>
	<u>300 m²超</u> 1,000 m ² 以内	47,000 円	<u>500 m²超</u> 1,000 m ² 以内	47,000 円
中間検査済建築物 完了検査申請手数料 中間検査済建築物 完了通知手数料	100 m ² 超 200 m ² 以内	<u>24,000 円</u>	100 m ² 超 200 m ² 以内	<u>21,000 円</u>
	200 m ² 超 <u>300 m²以内</u>	<u>33,000 円</u>	200 m ² 超 <u>500 m²以内</u>	<u>29,000 円</u>
	<u>300 m²超</u> 1,000 m ² 以内	45,000 円	<u>500 m²超</u> 1,000 m ² 以内	45,000 円
建築物中間検査申請 手数料 建築物特定工程終了	100 m ² 超 200 m ² 以内	<u>20,000 円</u>	100 m ² 超 200 m ² 以内	<u>19,000 円</u>
	200 m ² 超	<u>27,000 円</u>	200 m ² 超	<u>25,000 円</u>

通知手数料	300 m ² 以内		500 m ² 以内	
	300 m ² 超 1,000 m ² 以内	40,000 円	500 m ² 超 1,000 m ² 以内	40,000 円

- (2) 廃校となった学校を用途変更し建築物の高さ制限を適用除外とする特例認定の導入に伴い、第一種低層住居専用地域等内における建築物の高さ制限の適用を受けていない学校に対し、用途変更後も引き続き建築物の高さ制限の適用を受けないための認定申請手数料を、1 件につき 27,000 円と定める。

(別表 3 建設関係(2)の表 番号 26 関係)

- (3) 建築物の定期調査報告概要書、定期検査報告概要書、位置指定道路図等の写しの交付依頼の増加に伴い、当該概要書等の写しの交付に係る手数料を、1 件につき 300 円と定める。(別表 3 建設関係(2)の表 番号 68 関係)

- (4) 建築確認申請において省エネ基準適合義務の対象が拡大されたことに伴い、審査を簡素・合理化するため、省エネ適合性判定を受けず、代わりに仕様基準に適合する措置をとった住宅に対する建築確認申請及び計画通知の際に当該仕様基準に適合することを確認するための審査手数料を以下のとおり定め、建築物確認申請手数料又は建築物計画通知手数料に加算する。

(別表 3 建設関係(2)の表 番号 68-2 関係)

区分		手数料
一戸建ての住宅	200 m ² 以内	19,000 円
	200 m ² 超	21,000 円
一戸建ての住宅 以外の住宅	300 m ² 以内	34,000 円
	300 m ² 超 2,000 m ² 以内	62,000 円
	2,000 m ² 超 5,000 m ² 以内	119,000 円
	5,000 m ² 超 10,000 m ² 以内	170,000 円
	10,000 m ² 超 25,000 m ² 以内	308,000 円
	25,000 m ² 超 50,000 m ² 以内	500,000 円
	50,000 m ² 超	881,000 円

- (5) 建築確認申請において省エネ基準適合義務の対象が拡大されたことに伴い、完了検査の際に、建築物の住宅部分及び 300 m²以内の非住宅部分に係る省エネ性能適合検査を行うための手数料を新たに定め、建築物完了検査申請手数料等に加算する。(別表 3 建設関係(2)の表 番号 69 関係)

区分		住宅部分	非住宅部分
一戸建ての住宅		4,500 円	
一戸建て の住宅以 外の建築 物	300 m ² 以内	9,000 円	9,000 円
	300 m ² 超 1,000 m ² 以内	19,000 円	17,000 円
	1,000 m ² 超 2,000 m ² 以内		28,000 円
	2,000 m ² 超 5,000 m ² 以内	43,000 円	85,000 円
	5,000 m ² 超 10,000 m ² 以内	78,000 円	134,000 円
	10,000 m ² 超 25,000 m ² 以内	125,000 円	169,000 円
	25,000 m ² 超 50,000 m ² 以内	189,000 円	211,000 円
	50,000 m ² 超	286,000 円	296,000 円

- (6) 省エネ基準適合義務の対象が拡大されたことに伴い、審査を簡素・合理化するため、適合証（※1）又は設計住宅性能評価書がない場合における建築物の住宅部分に係る低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料に一戸建ての住宅を誘導仕様基準に適合させる場合及び住宅部分を誘導仕様・計算併用法により適合させる場合の手数料を新たに定め、以下のとおりとする。（計画変更後の当該認定申請手数料及び軽微変更該当証明申請手数料は、変更する部分の床面積の規模に応じ以下の表に掲げる金額とする。）（別表3建設関係(7)の表 番号1関係）

	住宅部分の床面積	誘導仕様 基準 (※2)	誘導仕様・ 計算併用法 (※3)	標準計算法
一戸建ての 住宅	200 m ² 以内	21,000 円	29,000 円	40,000 円
	200 m ² 超	23,000 円	32,000 円	45,000 円
一戸建ての 住宅 以外の住宅	300 m ² 以内	38,000 円	54,000 円	77,000 円
	300 m ² 超 2,000 m ² 以内	66,000 円	92,000 円	130,000 円
	2,000 m ² 超 5,000 m ² 以内	125,000 円	166,000 円	228,000 円
	5,000 m ² 超 10,000 m ² 以内	178,000 円	232,000 円	318,000 円
	10,000 m ² 超 25,000 m ² 以内	322,000 円	439,000 円	617,000 円
	25,000 m ² 超 50,000 m ² 以内	520,000 円	740,000 円	1,065,000 円
	50,000 m ² 超	915,000 円	1,342,000 円	1,958,000 円

※1 適合証とは、登録住宅性能評価機関により作成された、低炭素建築物に関する技術的基準に適合することを確認した旨を証する書面をいう。

※2 誘導仕様基準とは、建築物の部位ごと（断熱材の厚みや省エネ性能を左右する設備機器）にあらかじめ決められた仕様を満たす形で計算によらず省エネ性能を満たす場合の誘導的な仕様の基準をいう。

※3 誘導仕様・計算併用法とは、建築物の省エネ性能への適合方法において、

「外皮性能を誘導仕様基準・一次エネルギー性能を標準計算法」又は「外皮性能を標準計算法・一次エネルギー性能を誘導仕様基準」を用い適合させた場合の方法をいう。

- (7) 省エネ基準適合義務の対象が拡大されたことに伴い、建築物の住宅部分及び300㎡以内の非住宅部分に係る建築物エネルギー消費性能確保計画に係る適合性判定申請手数料を以下のとおり定める。(計画変更後の当該適合性判定申請手数料及び軽微変更該当証明申請手数料を変更する部分の床面積の規模に応じ以下の表に掲げる金額とする。)(別表3建設関係(9)の表 番号1、2及び3関係)

<住宅部分>

	住宅部分の床面積	仕様基準 (※1)	仕様・計算 併用法 (※2)	標準計算法	性能向上 計画認定の 他の建築物 (※3)
一戸建ての 住宅	200㎡以内	19,000円	27,000円	35,000円	6,600円
	200㎡超	21,000円	30,000円	39,000円	7,100円
一戸建ての 住宅以外の 住宅	300㎡以内	34,000円	52,000円	69,000円	12,000円
	300㎡超 2,000㎡以内	62,000円	90,000円	118,000円	26,000円
	2,000㎡超 5,000㎡以内	119,000円	164,000円	209,000円	63,000円
	5,000㎡超 10,000㎡以内	170,000円	230,000円	291,000円	97,000円
	10,000㎡超 25,000㎡以内	308,000円	437,000円	566,000円	156,000円
	25,000㎡超 50,000㎡以内	500,000円	738,000円	977,000円	220,000円
	50,000㎡超	881,000円	1,340,000円	1,798,000円	347,000円

<非住宅部分>

非住宅部分の 床面積	モデル建物法 (※4)		標準入力法		性能向上 計画認定の 他の建築物 (※3)
	工場等 (※5)	工場等 以外	工場等 (※5)	工場等 以外	
300㎡以内	22,000円	93,000円	26,000円	238,000円	12,000円
300㎡超 1,000㎡以内	32,000円	119,000円	37,000円	300,000円	22,000円
1,000㎡超 2,000㎡以内	46,000円	158,000円	51,000円	388,000円	35,000円
2,000㎡超	118,000円	264,000円	125,000円	563,000円	103,000円

5,000 m ² 以内					
5,000 m ² 超 10,000 m ² 以内	168,000 円	339,000 円	175,000 円	689,000 円	151,000 円
10,000 m ² 超 25,000 m ² 以内	216,000 円	415,000 円	224,000 円	823,000 円	198,000 円
25,000 m ² 超 50,000 m ² 以内	260,000 円	482,000 円	270,000 円	935,000 円	239,000 円
50,000 m ² 超	379,000 円	644,000 円	390,000 円	1,187,000 円	352,000 円

※1 仕様基準とは、建築物の部位ごと（断熱材の厚みや省エネ性能を左右する設備機器）にあらかじめ決められた仕様を満たす形で計算によらず省エネ性能を満たす場合の仕様の基準をいう。

※2 仕様・計算併用法とは、建築物の省エネ性能への適合方法において、「外皮性能を仕様基準・一次エネルギー性能を標準計算法」又は「外皮性能を標準計算法・一次エネルギー性能を仕様基準」を用い適合させた場合の方法をいう。

※3 性能向上計画認定の他の建築物とは、複数建築物におけるエネルギー消費性能向上計画認定に含まれる、適合判定を受けたとみなされない他の建築物のことをいう。

※4 モデル建物法とは、建築物の用途ごとにモデル建物を設定し、この仮定されたモデル建物に対して評価対象である建築物の外皮性能や設備機器仕様を適用し、省エネ基準の適否を判断する簡易な計算方式をいう。

※5 工場等とは、工場、倉庫、その他これらに類する用途に供する建築物をいう。

- (8) 省エネ基準適合義務の対象が拡大されたことに伴い、審査を簡素・合理化するため、適合証がない場合における住宅部分に係る省エネ性能への適合を誘導仕様・計算併用法により確認するときの建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料を新たに定め、以下のとおりとする。（計画変更後の当該認定申請手数料及び軽微変更該当証明申請手数料は、変更する部分の床面積の規模に応じ以下の表に掲げる金額とする。）（別表3建設関係(9)の表 番号4関係）

	住宅部分の 床面積	誘導仕様 基準	誘導仕様・ 計算併用法	標準計算法
一戸建ての 住宅	200 m ² 以内	20,000 円	27,000 円	37,000 円
	200 m ² 超	22,000 円	30,000 円	42,000 円
一戸建ての 住宅以外の	300 m ² 以内	37,000 円	52,000 円	74,000 円
	300 m ² 超 2,000 m ² 以内	66,000 円	90,000 円	126,000 円

住宅	2,000 m ² 超 5,000 m ² 以内	126,000 円	164,000 円	222,000 円
	5,000 m ² 超 10,000 m ² 以内	181,000 円	230,000 円	310,000 円
	10,000 m ² 超 25,000 m ² 以内	328,000 円	437,000 円	604,000 円
	25,000 m ² 超 50,000 m ² 以内	533,000 円	738,000 円	1,045,000 円
	50,000 m ² 超	940,000 円	1,340,000 円	1,923,000 円

- (9) 省エネ基準適合義務化に伴い、建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請が廃止されたため、当該認定申請手数料を廃止する。

(別表 3 建設関係 (9) の表 番号 7 関係)

- (10) その他規定の整理

3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

地域再生法抜粋

(建築物の高さの限度に係る許可の特例)

第17条の44 第17条の36第5項第6号に掲げる事項が記載された地域住宅団地再生事業計画が同条第29項の規定により公表されたときは、当該公表の日以後は、当該事項に係る特定区域内の建築物に対する建築基準法第55条第4項の規定の適用については、同項第2号中「許可したもの」とあるのは、「許可したものの又は当該許可を受けた学校である建築物の用途を変更することにより当該建築物を地域再生法（平成17年法律第24号）第17条の36第29項（同条第30項において準用する場合を含む。）の規定により公表された同条第1項に規定する地域住宅団地再生事業計画に記載された同条第5項第6号ハに掲げる基本的な方針に適合する建築物とする場合における当該建築物であつて、住宅団地再生を図るためにやむを得ず、かつ、低層住宅に係る良好な住居の環境を害するおそれがないと特定行政庁が認めるもの」とする。

建築基準法抜粋（_____部分は、令和7年4月1日施行）

(建築物の建築等に関する申請及び確認)

第6条 建築主は、第1号若しくは第2号に掲げる建築物を建築しようとする場合(増築しようとする場合においては、建築物が増築後において第1号又は第2号に規定する規模のものとなる場合を含む。)、これらの建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をしようとする場合又は第3号に掲げる建築物を建築しようとする場合においては、当該工事に着手する前に、その計画が建築基準関係規定（この法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定（以下「建築基準法令の規定」という。）その他建築物の敷地、構造又は建築設備に関する法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定で政令で定めるものをいう。以下同じ。）に適合するものであることについて、確認の申請書を提出して建築主事又は建築副主事（以下「建築主事等」という。）の確認（建築副主事の確認にあつては、大規模建築物以外の建築物に係るものに限る。以下この項において同じ。）を受け、確認済証の交付を受けなければならない。

当該確認を受けた建築物の計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をして、第1号若しくは第2号に掲げる建築物を建築しようとする場合（増築しようとする場合においては、建築物が増築後において第1号又は第2号に規定する規模のものとなる場合を含む。）、これらの建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をしようとする場合又は第3号に掲げる建築物を建築しようとする場合も、同様とする。

- (1) 別表第1（い）欄に掲げる用途に供する特殊建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートルを超えるもの
- (2) 前号に掲げる建築物を除くほか、2以上の階数を有し、又は延べ面積が200平方メートルを超える建築物
- (3) 前2号に掲げる建築物を除くほか、都市計画区域若しくは準都市計画区域（いずれも都道府県知事が都道府県都市計画審議会の意見を聴いて指定する区域を除く。）若しくは景観法（平成16年法律第110号）第74条第1項の準景観地区（市町村長が指定する区域を除く。）内又は都道府県知事が関係市町村の意見を聴いてその区域の全部若しくは一部について指定する区域内における建築物
(第2項から第9項まで省略)

（構造耐力）

第20条 建築物は、自重、積載荷重、積雪荷重、風圧、土圧及び水圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して安全な構造のものとして、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、当該各号に定める基準に適合するものでなければならない。

- (1) 高さが60メートルを超える建築物 当該建築物の安全上必要な構造方法に関して政令で定める技術的基準に適合するものであること。この場合において、その構造方法は、荷重及び外力によつて建築物の各部分に連続的に生ずる力及び変形を把握することその他の政令で定める基準に従つた構造計算によつて安全性が確かめられたものとして国土交通大臣の認定を受けたものであること。
- (2) 高さが60メートル以下の建築物のうち、木造の建築物（地階を除く階数が4以上であるもの又は高さが16メートルを超えるものに限る。）又は木造以外の建築物（地階を除く階数が4以上である鉄骨造の建築物、高さが20メートルを超える鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物その他これらの建築物に準ずるものとして政令で定める建築物に限る。） 次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。

イ 当該建築物の安全上必要な構造方法に関して政令で定める技術的基準に適合

すること。この場合において、その構造方法は、地震力によつて建築物の地上部分の各階に生ずる水平方向の変形を把握することその他の政令で定める基準に従つた構造計算で、国土交通大臣が定めた方法によるもの又は国土交通大臣の認定を受けたプログラムによるものによつて確かめられる安全性を有すること。

ロ 前号に定める基準に適合すること。

- (3) 高さが60メートル以下の建築物（前号に掲げる建築物を除く。）のうち、第6条第1項第1号又は第2号に掲げる建築物（木造の建築物にあつては、地階を除く階数が3以上であるもの又は延べ面積が300平方メートルを超えるものに限る。） 次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。

イ 当該建築物の安全上必要な構造方法に関して政令で定める技術的基準に適合すること。この場合において、その構造方法は、構造耐力上主要な部分ごとに応力度が許容応力度を超えないことを確かめることその他の政令で定める基準に従つた構造計算で、国土交通大臣が定めた方法によるもの又は国土交通大臣の認定を受けたプログラムによるものによつて確かめられる安全性を有すること。

ロ 前2号に定める基準のいずれかに適合すること。

(第4号省略)

(第2項省略)

(第一種低層住居専用地域等内における建築物の高さの限度)

第55条 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域内においては、建築物の高さは、10メートル又は12メートルのうち当該地域に関する都市計画において定められた建築物の高さの限度を超えてはならない。

(第2項及び第3項省略)

- 4 第1項及び第2項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。

(第1号省略)

- (2) 学校その他の建築物であつて、その用途によつてやむを得ないと認めて特定行政庁が許可したもの

(第5項省略)

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律抜粋

(_____部分は、令和7年4月1日施行)

(建築物エネルギー消費性能適合性判定)

第11条 建築主は、前条第1項の規定により建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならない建築物の建築（建築基準法第6条の4第1項第3号に掲げる建築物の建築に該当するものを除く。以下この項並びに次条第1項及び第2項において「特定建築行為」という。）であって、同法第6条第1項の規定による確認を要するもの（以下この条において「要確認特定建築行為」という。）をしようとするときは、その工事に着手する前に、建築物エネルギー消費性能確保計画（特定建築行為に係る建築物（増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築をする建築物の部分）のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画をいう。以下この条及び次条において同じ。）を提出して所管行政庁の建築物エネルギー消費性能適合性判定（建築物エネルギー消費性能確保計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかの判定をいう。以下同じ。）を受けなければならない。ただし、要確認特定建築行為が、建築物エネルギー消費性能適合性判定を行うことが比較的容易なものとして国土交通省令で定める特定建築行為である場合は、この限りでない。

2 建築主は、前項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をして要確認特定建築行為をしようとするときは、その工事に着手する前に、その変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画を提出して所管行政庁の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならない。この場合には、同項ただし書の規定を準用する。

(第3項から第9項まで省略)

(建築物エネルギー消費性能向上計画の認定)

第29条 建築主等は、エネルギー消費性能の一層の向上に資する建築物の新築又はエネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の増築、改築若しくは修繕等（以下「エネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等」という。）をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、エネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等に関する計画（以下「建築物エネルギー消費性能向上計画」という。）を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。

(第2項省略)

- 3 建築主等は、第1項の規定による認定の申請に係る建築物（以下「申請建築物」という。）以外の建築物（以下「他の建築物」という。）のエネルギー消費性能の一層の向上にも資するよう、当該申請建築物に自他供給型熱源機器等（申請建築物及び他の建築物に熱又は電気を供給するための熱源機器等（熱源機器、発電機その他の熱又は電気を発生させ、これを建築物に供給するための国土交通省令で定める機器であって空気調和設備等を構成するものをいう。以下この項において同じ。）をいう。）を設置しようとするとき（当該他の建築物に熱源機器等（エネルギー消費性能に及ぼす影響が少ないものとして国土交通省令で定めるものを除く。）が設置されているとき又は設置されることとなるときを除く。）は、建築物エネルギー消費性能向上計画に、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載することができる。

(第1号から第3号まで省略)

(第4項省略)

(建築物エネルギー消費性能向上計画の認定基準等)

第30条 所管行政庁は、前条第1項の規定による認定の申請があった場合において、当該申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をすることができる。

- (1) 申請建築物のエネルギー消費性能が建築物エネルギー消費性能誘導基準（建築物のエネルギー消費性能の一層の向上の促進のために誘導すべき経済産業省令・国土交通省令で定める基準をいう。第4号及び第35条第1項において同じ。）に適合するものであること。

(第2号から第4号まで省略)

- 2 前条第1項の規定による認定の申請をする者は、所管行政庁に対し、当該所管行政庁が当該申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画（他の建築物に係る部分を除く。以下この条において同じ。）を建築主事又は建築副主事に通知し、当該建築物エネルギー消費性能向上計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出ることができる。この場合においては、当該申請に併せて、同項の規定による確認の申請書を提出しなければならない。

(第3項から第7項まで省略)

- 8 エネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等をしようとする者がそ

の建築物エネルギー消費性能向上計画について第1項の認定を受けたときは、当該エネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等のうち、第11条第1項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならないものについては、第2項の規定による申出があった場合及び第2条第2項の条例が定められている場合を除き、第11条第3項の規定により適合判定通知書の交付を受けたものとみなして、同条第6項から第8項までの規定を適用する。

都市の低炭素化の促進に関する法律抜粋

(低炭素建築物新築等計画の認定基準等)

第54条 所管行政庁は、前条第1項の規定による認定の申請があった場合において、当該申請に係る低炭素建築物新築等計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をすることができる。

- (1) 当該申請に係る建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能が、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準を超え、かつ、建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準に適合するものであること。

(第2号及び第3号省略)

(第2項から第8項まで省略)

建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準抜粋

都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第1項第1号の規定に基づき、建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能に関する建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準を次のように定める。

1. 建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進のために誘導すべき基準

次の第1から第4までに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該第1から第4

までに定める基準に適合すること。

(第1省略)

第2 一戸建ての住宅（単位住戸（住宅部分（基準省令第1条第2項に規定する住宅部分をいう。以下同じ。）の一の住戸をいう。）の数が一である住宅をいう。以下同じ。） 基準省令第10条第2号に規定する基準に適合するものとし、同号ロ(1)の住宅部分の誘導設計一次エネルギー消費量及び誘導基準一次エネルギー消費量の算出については、基準省令第13条及び第14条の規定によること。

第3 共同住宅等（一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下同じ。） 基準省令第10条第2号に規定する基準に適合するものとし、同号ロ(1)の住宅部分の誘導設計一次エネルギー消費量及び誘導基準一次エネルギー消費量の算出については、基準省令第13条及び第14条の規定によること。この場合において、同号ロ(1)の住宅部分の誘導設計一次エネルギー消費量は基準省令第13条第3項第1号の数値とし、基準省令第10条第2号ロ(1)の住宅部分の誘導基準一次エネルギー消費量は基準省令第14条第2項第1号の数値とする。また、共同住宅等に共用部分（基準省令第4条第3項第1号に規定する共用部分をいう。第4において同じ。）がある場合において、基準省令第10条第2号ロ(2)の規定を適用するときは、同号ロ(2)に規定する基準に適合し、かつ、基準省令第13条第3項第1号の共用部分の誘導設計一次エネルギー消費量が基準省令第14条第2項第1号の共用部分の誘導基準一次エネルギー消費量を超えないこととする。

(第4省略)

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令抜粋

(_____部分は、令和7年4月1日施行)

(建築物エネルギー消費性能基準)

第1条 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）第2条第1項第3号の経済産業省令・国土交通省令で定める基準は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。

- (1) 非住宅部分（住宅部分以外の建築物の部分をいう。以下同じ。）を有する建築物（複合建築物（非住宅部分及び住宅部分を有する建築物をいう。以下同じ。）を除く。第10条第1号において「非住宅建築物」という。） 次のイ又はロの

いずれかに適合するものであること。ただし、国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分（増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築をする非住宅部分。以下この号において同じ。）が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合においては、この限りでない。

（イ及びロ 省略）

- (2) 住宅部分を有する建築物（複合建築物を除く。以下「住宅」という。） 次のイ及びロに適合するものであること。ただし、国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって住宅部分（増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築をする住宅部分。イ(2)及びロにおいて同じ。）が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合においては、この限りでない。

イ 次の(1)又は(2)のいずれか（住宅部分の増築又は改築をする場合にあっては、(2)）に適合すること。ただし、地域の気候及び風土に応じた住宅であることにより(1)及び(2)に適合させることが困難なものとして国土交通大臣が定める基準に適合するものについては、この限りではない。

- (1) 国土交通大臣が定める方法により算出した単位住戸（住宅部分の一の住戸をいう。以下同じ。）の外皮平均熱貫流率（単位住戸の内外の温度差1度当たりの総熱損失量（換気による熱損失量を除く。）を外皮（外気等（外気又は外気に通じる床裏、小屋裏、天井裏その他これらに類する建築物の部分をいう。）に接する天井（小屋裏又は天井裏が外気に通じていない場合にあっては、屋根）、壁、床及び開口部並びに当該単位住戸以外の建築物の部分に接する部分をいう。以下(1)において同じ。）の面積で除した数値をいう。以下同じ。）及び冷房期（1年間のうち1日の最高気温が23度以上となる全ての期間をいう。以下同じ。）の平均日射熱取得率（日射量に対する室内に侵入する日射量の割合を外皮の面積により加重平均した数値をいう。以下同じ。）が、次の表の上欄に掲げる地域の区分に応じ、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げる数値以下であること。

地域の区分	外皮平均熱貫流率（単位1平方メートル1度につきワット）	冷房期の平均日射熱取得率
1	0.46	—
2	0.46	—
3	0.56	—

4	0. 7 5	—
5	0. 8 7	3. 0
6	0. 8 7	2. 8
7	0. 8 7	2. 7
8	—	6. 7

(2) 住宅部分が外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する国土交通大臣が定める基準に適合すること。

ロ 次の(1)又は(2)のいずれかに適合すること。

(1) 住宅部分の設計一次エネルギー消費量が、住宅部分の基準一次エネルギー消費量を超えないこと。

(2) 住宅部分が一次エネルギー消費量に関する国土交通大臣が定める基準に適合すること。

(第3号省略)

2 前項の住宅部分（以下「住宅部分」という。）は、次に掲げる建築物の部分とする。

(1) 居間、食事室、寝室その他の居住のために継続的に使用する室（当該室との間に区画となる間仕切壁又は戸（ふすま、障子その他これらに類するものを除く。）がなく当該室と一体とみなされる台所、洗面所、物置その他これらに類する建築物の部分を含む。）

(2) 台所、浴室、便所、洗面所、廊下、玄関、階段、物置その他これらに類する建築物の部分であって、居住者の専用に供するもの（前号に規定する台所、洗面所、物置その他これらに類する建築物の部分を除く。）

(3) 集会室、娯楽室、浴室、便所、洗面所、廊下、玄関、階段、昇降機、倉庫、自動車車庫、自転車駐車場、管理人室、機械室その他これらに類する建築物の部分であって、居住者の共用に供するもの（居住者以外の者が主として利用していると認められるものとして国土交通大臣が定めるものを除く。）

(第3項省略)

(建築物エネルギー消費性能誘導基準)

第10条 法第30条第1項第1号の経済産業省令・国土交通省令で定める基準は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。

(第1号省略)

(2) 住宅 次のイ及びロに適合するものであること。ただし、国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって住宅部分が建築物

のエネルギー消費性能の一層の向上の促進のために誘導すべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合においては、この限りでない。

イ 次の(1)又は(2)のいずれかに適合すること。

- (1) 第1条第1項第2号イ(1)の国土交通大臣が定める方法により算出した単位住戸の外皮平均熱貫流率及び冷房期の平均日射熱取得率が、次の表の上欄に掲げる地域の区分に応じ、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げる数値以下であること。

地域の区分	外皮平均熱貫流率（単位 1 平方メートル 1 度につきワット）	冷房期の平均日射熱取得率
1	0. 4 0	—
2	0. 4 0	—
3	0. 5 0	—
4	0. 6 0	—
5	0. 6 0	3. 0
6	0. 6 0	2. 8
7	0. 6 0	2. 7
8	—	6. 7

- (2) 住宅部分が外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する国土交通大臣が定める基準に適合すること。

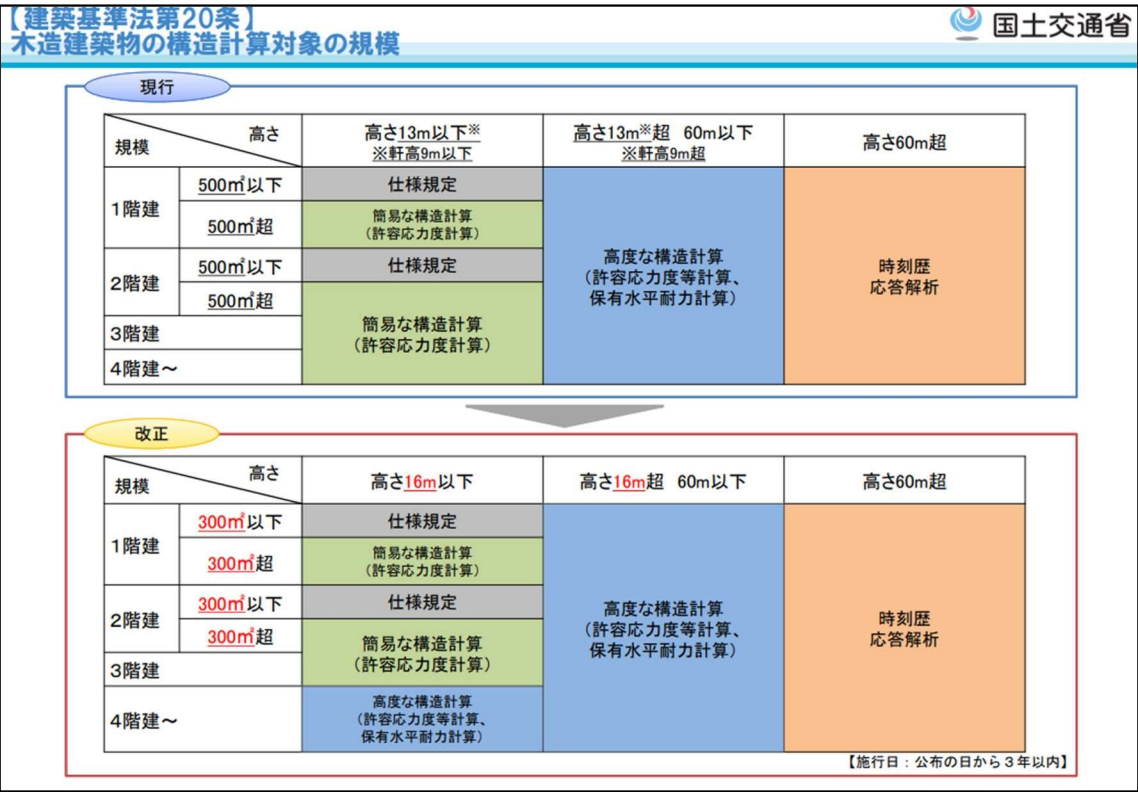
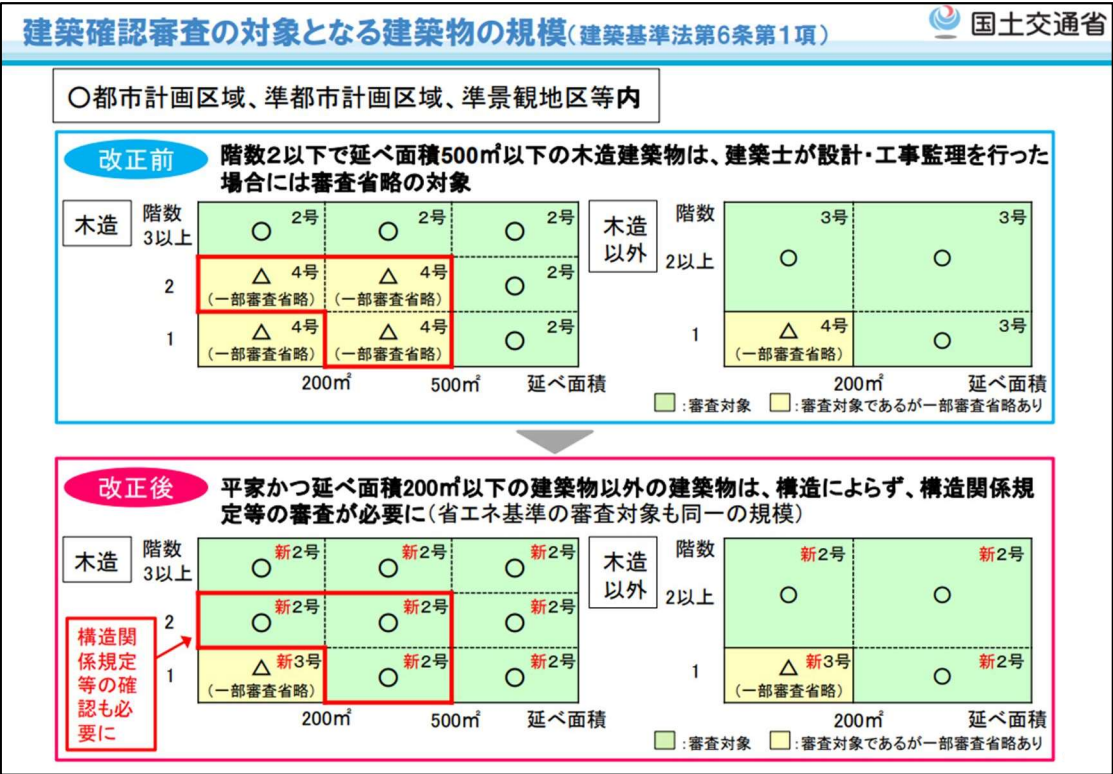
ロ 次の(1)又は(2)のいずれかに適合すること。

- (1) 住宅部分の誘導設計一次エネルギー消費量が、住宅部分の誘導基準一次エネルギー消費量を超えないこと。
- (2) 住宅部分が一次エネルギー消費量に関する国土交通大臣が定める基準に適合すること。

(第3号省略)

建築基準法及び建築物省エネ法の改正について

【法改正の概要】



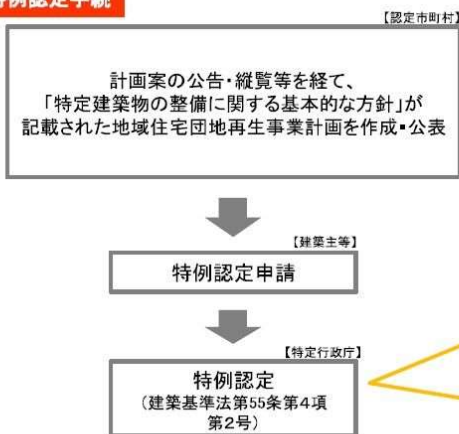
特定区域学校用途変更特定建築物整備促進事業 地域再生法 (第17条の44：高さの限度に係る許可の特例)

概要

- 建築基準法の第一種低層住居専用地域等における建築物の高さの制限は、「学校等であって、その用途上やむを得ない」と特定行政庁が認めて許可した場合に限り、適用除外することができる。
- 一方で、当該許可を受けた学校が廃校となり、用途を変更して、特定建築物(日常生活に必要な施設の用途に供する建築物)にしようとする、当該制限が支障となり校舎等の既存建築物をそのまま活用できない場合がある。
- 認定市町村が、「特定建築物の整備に関する基本的な方針」が記載された地域住宅団地再生事業計画を作成・公表したときは、特定行政庁は、「許可を受けた学校の用途を変更して、基本的な方針に適合する建築物」とする場合において、引き続き、当該建築物の高さ制限を適用除外するための特例認定を行うことができることとする。

改正の内容

特例認定手続



(活用イメージ)



廃校



用途変更



地域の交流拠点

<特例認定の対象>

- ① 建築基準法第55条第4項第2号の許可を受けた学校で、
- ② 用途を変更して「基本的な方針」に適合する建築物とする場合における当該建築物
- ③ (1)かつ(2)と特定行政庁が認めるもの
 - (1) 住宅団地再生を図るためにやむを得ない
 - (2) 低層住宅に係る良好な住居環境を害するおそれがない

<特例認定の効果>

認定を受けた建築物は、引き続き、高さ制限を適用しない

1-2. 省エネ基準適合(義務化・基準引上げ)

非住宅

住宅



国土交通省

基準適合義務の対象(届出義務制度・説明義務制度の廃止)

Point

- 2025年4月(R7年4月)以降に着工する原則全ての住宅・建築物について省エネ基準適合が義務付けられます。
- 現在、中規模以上の住宅に適用されている届出義務制度及び小規模住宅・非住宅に適用されている建築主に対する説明義務制度は、省エネ基準適合義務制度開始以降(2025年4月以降)は廃止されます。

省エネ基準適合義務の対象

原則、全ての住宅・建築物を新築・増改築する際に、省エネ基準への適合が義務付けられます。

<現行制度からの変更点>

	現行制度	
	非住宅	住宅
大規模(2000㎡以上)	適合義務	届出義務
中規模(300㎡以上)	適合義務	届出義務
小規模(300㎡未満)	説明義務	説明義務

2025年
4月以降

改正(2025年4月以降)	
非住宅	住宅
適合義務	適合義務
適合義務	適合義務
適合義務	適合義務

適用除外

以下の建築物については適用除外となります。

- ① 10㎡以下の新築・増改築
- ② 居室を有しないこと又は高い開放性を有することにより空調設備を設ける必要がないもの
- ③ 歴史的建造物、文化財等
- ④ 応急仮設建築物、仮設建築物、仮設興行場等

届出義務制度及び説明義務制度の廃止

- 届出義務制度(現在、300㎡以上の住宅に適用)及び説明義務制度(現在、300㎡未満の住宅・非住宅に適用)は、2025年4月以降廃止されます。
- 施行日以後に着工する場合は、省エネ基準適合義務の対象となり、施行日前に着工する場合は、届出義務制度又は説明義務制度の対象となります。

省エネ基準に基づく評価方法の概要(住宅)

Point

- 住宅の省エネ性能のうち、**外皮性能基準は外皮計算又は断熱材等の仕様により、一次エネルギー消費量基準はWebプログラム又は導入する設備の仕様により評価できます。**
- 外皮基準・一次エネルギー消費量基準の両方を仕様基準で評価する場合、**省エネ適判は不要**です。

